



茨城県報

第 2 1 4 5 号

平成22年 1 月12日

火 曜 日

目 次

告 示

ページ

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	1
大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課)	2
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課)	3
茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)	4
茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)	4
定款変更の認可 (農村計画課)	6
土地改良区の合併の認可 (農村計画課)	6
換地計画の決定 (農地整備課)	6
道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課)	7
土地改良事業に対する同意 (農林事務所)	7

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課)	7
特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (2 件) (生活文化課)	8
開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課)	9
道路の位置の指定 (建築指導課)	9
入札公告 (管財課)	10
軽油引取税に係る免税証の無効 (県税事務所)	12

(病 院 局)

落札者等の公示.....	12
--------------	----

告 示

茨城県告示第 8 号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

平成22年 1 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0810101139	訪問介護事業所 ケアセンターR	水戸市平須町1822 番地の227原口ア パート2号	合同会社大越商 会	水戸市平須町1822 番地の227	平成22年 2月1日	居宅介護 重度訪問介護

茨城県告示第9号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成22年 1月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) ホーマック株式会社

代表取締役 柴 田 憲 次

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番41号

(2) 大和情報サービス株式会社

代表取締役 福 島 長 男

東京都台東区上野七丁目14番4号

(3) 太田商事株式会社

代表取締役 太 田 豊 子

神栖市大野原四丁目4番37号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホーマックスーパーデポ神栖店

神栖市大野原4丁目474番10 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 大和情報サービス株式会社

代表取締役 坂 倉 正 宏

(変更後) 大和情報サービス株式会社

代表取締役 福 島 長 男

(3) 変更の年月日

平成20年 4月 1日

(4) 変更した理由

設置する者の代表取締役の変更

3 届出年月日

平成21年12月18日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第10号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 2 項の規定に基づき述べられた意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成22年 1 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル水戸浜田店
水戸市浜田一丁目69番 3 号 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成21年11月12日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番 2 号	大 高 善 興

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年 6 月29日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,011m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 124台
(イ) 駐輪場の収容台数 66台
(ウ) 荷さばき施設の面積 91m²
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 24m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前 9 時
(閉店時刻) 午後11時
(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時45分～午後11時15分
(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
4 箇所
(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成21年10月28日

2 意見書提出者の意見

意見の概要	理由
深刻な交通渋滞の発生 ・ 浜田小学校西南角交差点から南西に向かう狭い道路の拡幅（2車線拡幅）又は一方通行への指定 駐車場の位置及び構造等 ・ 店舗屋上への駐車場の増設又は臨時第2駐車場の確保	住民の生活環境の尊重

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第11号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

平成22年 1月12日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 2 中「1.7%」を「1.6%」に改める。

付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成21年12月18日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第12号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程（平成 3 年茨城県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成22年 1月12日

茨城県知事 橋 本 昌

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

貸付期間	融資機関	資金種類		加工流通施設整備資金		保健機能増進施設整備資金	
		貸付対象者		A		A	
		貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分	B	貸付金のうち2億7千万円までの部分	貸付金のうち2億7千万円を超える部分	B
6年以内	ガイドライン第3の2の(1)、(3)及び(5)の場合	年1.85%	年1.60%	年1.35%	年2.10%	年1.85%	年1.60%
	上記以外の場合	年1.00%	年0.75%	年0.50%	年1.25%	年1.00%	年0.75%

6年を超え 7年以内	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.85%	年1.60%	年1.35%	年2.10%	年1.85%	年1.60%
	上記以外の場合	年1.00%	年0.75%	年0.50%	年1.25%	年1.00%	年0.75%
7年を超え 8年以内	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.85%	年1.60%	年1.35%	年2.10%	年1.85%	年1.60%
	上記以外の場合	年1.00%	年0.75%	年0.50%	年1.25%	年1.00%	年0.75%
8年を超え 9年以内	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.75%	年1.50%	年1.25%	年2.00%	年1.75%	年1.50%
	上記以外の場合	年0.90%	年0.65%	年0.40%	年1.15%	年0.90%	年0.65%
9年を超え 10年以内	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.65%	年1.40%	年1.15%	年1.90%	年1.65%	年1.40%
	上記以外の場合	年0.80%	年0.55%	年0.30%	年1.05%	年0.80%	年0.55%
10年を超え 11年以内	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.55%	年1.30%	年1.05%	年1.80%	年1.55%	年1.30%
	上記以外の場合	年0.70%	年0.45%	年0.20%	年0.95%	年0.70%	年0.45%
11年を超え 12年以内	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.45%	年1.20%	年0.95%	年1.70%	年1.45%	年1.20%
	上記以外の場合	年0.60%	年0.35%	年0.10%	年0.85%	年0.60%	年0.35%
12年を超え 13年以内	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.35%	年1.10%	年0.85%	年1.60%	年1.35%	年1.10%
	上記以外の場合	年0.50%	年0.25%	-	年0.75%	年0.50%	年0.25%
13年を超え 14年以内	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%	-	年0.65%	年0.40%	年0.15%
14年を超え 15年以内	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%	-	年0.65%	年0.40%	年0.15%

(注) 1 「A」とは、「B」に掲げる会社以外の者をいう。

2 「B」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする場合は5千万円、卸売業を主たる事業とする場合は1億円)を超え、かつ、その常時使用する従業員の数が300人(小売業を主たる事業とする場合は50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする場合は100人)を超える会社をいう。

(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率

融資機関	貸付対象者	農 林 漁 業 者	農業協同組合等
		ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.25%
	上 記 以 外 の 場 合	年0.40%	年0.40%

(注) 「農業協同組合等」とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又はガイドライン第3の1

の(3)に規定する第3セクターをいう。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成21年12月18日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第13号

渡里台地土地改良区から平成21年9月3日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年12月28日認可した。

平成22年 1月12日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第14号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を平成22年1月4日付けで認可したので、同条第3項の規定により、公告する。

平成22年 1月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 合併により設立する土地改良区及び認可番号
那珂川統合土地改良区
茨第531号
- 2 合併により解散する土地改良区

土地改良区名	所在地
小場江堰土地改良区	水戸市青柳町4679番地
那珂中部土地改良区	那珂市菅谷4456番地 9
桂土地改良区	東茨城郡城里町大字孫根355番地 1
常北町東部土地改良区	東茨城郡城里町石塚2065番地 7

茨城県告示第15号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業飯富岩根地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成22年 1月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年 1月13日から

平成22年 2月 9日まで

- 3 縦覧の場所
水戸市役所
城里町役場

茨城県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成22年 1月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 1月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 瓜連馬渡線
2 供用開始の区間 那珂市菅谷字両宮3012番 1 地先から
那珂市菅谷字両宮3015番 8 地先まで
3 供用開始の期日 平成22年 1月21日

茨城県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成22年 1月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年 1月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 上菅谷停車場線
2 供用開始の区間 那珂市菅谷字寺西4489番 5 地先から
那珂市菅谷字追出し4452番 9 地先まで
3 供用開始の期日 平成22年 1月21日

茨城県告示第18号

城里町から平成21年10月 5 日付けで協議のあった農業生産基盤整備事業（山間急傾斜地帯型）上宿地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 1 項の規定により、同年12月18日付けで同意した。

平成22年 1月12日

茨城県県央農林事務所長 中 野 一 正

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び 8 号に掲げる書類は、平成22年 2月25日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成22年 1月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成21年12月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨城県就労支援事業者機構

3 代表者の氏名

宮 崎 一 雄

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市北見町 1 番 1 号

5 定款に記載された目的

本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第 2 条第 2 項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成22年 2月22日まで、茨城県生活環境部生活文化課 県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成22年 1月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成21年12月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いばらき山の会

（設立認証：平成20年 2月14日，設立：平成20年 2月26日）

3 代表者の氏名

市 毛 努

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市桜川 1 丁目 7 番24 - 404号

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもから中高年までの登山を中心とする野外活動を志す様々な世代の人々が、登山の初心者から上級者まで、健常者から障害者まで、日本人から外国人に至るまで、安全に国内外の山に登り、自然のフィールドで活動することを支援するとともに、さらに自然環境の保全に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証

申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成22年 2月25日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成22年 1月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成21年12月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 オオワダ

（設立認証：平成21年 6月18日，設立：平成21年 7月 3日）

3 代表者の氏名

大和田 一 実

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市元吉田町1583番地の 4

5 定款に記載された目的

この法人は、市民、団体、企業等を対象に環境保全に対する協力及び消費者並びに多重債務者の救済の啓蒙活動とまちづくりの推進を通して安心した社会作りに貢献することを目的とする。

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成22年 1月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字上飯沼字瀬古902番 3

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字上飯沼751番地 1

長 峰 正 治，長 峰 直 美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字白方字前野49番 1

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村白方中央二丁目18番6号

川 崎 順 夫

道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年 1月12日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
県総指令 第 325 号	平成21年12月25日	コスモ総合建設株式会社 代表取締役 池田 勇夫	水戸市けやき台 2 丁目13番地 2	東茨城郡茨城町大字長岡字中丸原3481番630, 同番631	メートル 6.05	メートル 37.00

入札公告

県有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成22年 1 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 売却物件

物件番号	土地の所在及び地番	種別	公募地目、種類・構造	実測面積 (㎡)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
1	筑西市字東京田乙446番 2	土地	宅地	924.96	21,930,000	2,193,000
2	結城市結城字首我殿台984番 4	土地	宅地	1,092.21	19,660,000	1,966,000
3	常総市新石下字芝原1345番 3	土地	宅地	586.16	9,900,000	990,000
4	高萩市肥前町一丁目20番	土地	宅地	3,497.67	69,870,000	6,987,000
		建物	事務所 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建	964.73		
5	稲敷市江戸崎字法蓮坊甲426番 6 , 甲426番 7	土地	宅地	856.11	4,400,000	440,000
6	稲敷市江戸崎字野々入甲1233番 3	土地	雑種地	10,954.84	24,100,000	2,410,000
		建物	倉庫 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	198.74		
7	稲敷郡阿見町青宿656番 1 , 656番 2	土地	宅地	620.63	12,700,000	1,270,000

(注) 物件番号 4 番の面積は、公簿面積である。

2 入札に参加することができない者

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者は、この入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 茨城県職員のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (3) 茨城県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤファー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾し、又は遵守することができない者
- (4) あらかじめ 3 により一般競争入札への参加申込みをしている者でない者

3 入札参加申込み

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤファー株式会社の提供する公有財産売却システム（以下

「公有財産売却システム」という。)により参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込手続

一般競争入札の参加の申込手続は、(1)により参加の申込手続を完了した後、平成22年2月4日(木)まで(郵送により申し込む場合は、平成22年2月4日までの消印があるものを有効とする。)に、所定の申込書により茨城県総務部管財課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みにあたっては、入札保証金を納付しなければならない。

- 4 入札説明書(茨城県インターネット公有財産売却ガイドライン)及び契約条項を示す場所並びに問合せ先
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県総務部管財課 電話029-301-2380

5 入札等の場所及び期間

(1) 場所

公有財産売却システムによる。

(2) 入札期間

平成22年2月18日(木)午後1時から平成22年2月25日(木)午後1時まで

(3) 開札日時

平成22年2月25日(木)午後1時

6 入札の無効

上記2に示す入札に参加することができない者のした入札、入札説明書(茨城県インターネット公有財産売却ガイドライン)に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

7 入札の方法

- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を登録する。

なお、この登録は、1回に限り行うことができる。

- (2) 郵便による入札書の提出は、認めない。

8 落札者の決定の方法

物件ごとに、公有財産売却システムによる入札において、予定価格以上の有効な入札を行った者のうち最高額の入札を行った者を落札者とする。

9 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、県が定めた入札保証金を、指定された納付方法により納付しなければならない。

- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付する(申請により契約保証金に充当する場合を除く。)

10 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、前記9の入札保証金は、県に帰属する。

11 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、県の示す契約条項により県と売買契約を締結するとともに、売買代金を、県が発行する納入通知書により一括して、県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

12 現地説明の日時及び場所

物件番号	日 時	場 所
1	平成22年 1月27日 (水) 午後 2時 ~	土地の所在地
2	平成22年 1月27日 (水) 午前11時 ~	
3 ~ 7	物件番号 3番から 7番については、現地説明会は設定しておりません。 現地での説明をご希望される方は、ご連絡下さい。 連絡先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県総務部管財課 電話029 - 301 - 2380 (直通)	

~~~~~

軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成21年12月11日以降無効とする。

平成22年 1月12日

茨城県行方県税事務所長 永 田 陽 一

| 用 途 | 種 類      | 記号及び番号                 | 枚数  | 有 効 期 間                         | 販売業者の所在地及び名称                    |
|-----|----------|------------------------|-----|---------------------------------|---------------------------------|
| 鉱物  | 1000リットル | J 401586<br>~ J 401593 | 8 枚 | 平成21年 8月 1日<br>~<br>平成22年 1月31日 | 行方市麻生171 - 6<br>(有)出沼石油店麻生町 S S |
|     | 100リットル  | G 403139<br>~ G 403147 | 9 枚 |                                 |                                 |
|     | 1000リットル | J 401316<br>~ J 401327 | 12枚 | 平成21年 7月 1日<br>~<br>平成21年12月31日 |                                 |
|     | 100リットル  | G 402343<br>~ G 402346 | 4 枚 |                                 |                                 |
|     | 10リットル   | C 401671               | 1 枚 |                                 |                                 |
|     | 1リットル    | A 400886<br>~ A 400899 | 14枚 |                                 |                                 |

~~~~~

(病 院 局)

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成22年 1月12日

茨城県病院事業管理者 古 田 直 樹

- 1 物品等又は特定役務の名称及び数量
茨城県立中央病院医療情報システムデータ移行業務 一式
- 2 契約事務担当部局
茨城県病院局経営管理課
〒310 - 8555
茨城県水戸市笠原町978番 6 (行政棟15階)

電話029 - 301 - 6516

3 落札者決定日

平成21年12月22日

4 落札者の名称及び所在地

日本アイ・ビー・エム株式会社 (東京都中央区日本橋箱崎町19番21号)

5 落札金額

31,500,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

現行病院情報システムからデータの移行に関する抽出を行うため競争を許さないことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定に該当するため。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)